

省 令

○厚生労働省令第二十五号
良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第
八十四号)及び医療法施行令等の一部を改正する政令(平成十九年政令第九号)の施行に伴い、並び
に関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、医師法施行規則等の一部を改正する省
令を次のように定める。
平成十九年三月二十三日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

医師法施行規則等の一部を改正する省令

(医師法施行規則の一部改正)

第一条 医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。
第一条の三第一項及び第二項中「第一条」を「第三条」に改め、同条第三項中「添付」を「添付」
に改める。
第二条中「第二条第五号」を「第四条第七号」に、「第四号まで」を「第六号まで」に、「左の通り」
を「次のとおり」に改め、同条第三号中「まつ消」を「抹消」に改める。
第三条第一項中「第三条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(医籍の抹消の申請手続)
第三条の二 法第七條第二項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る医師に対し、厚生
労働大臣が行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五條第一項の規定による通知をした後又は
は都道府県知事が法第七條第六項において準用する行政手続法第十五條第一項の規定による通知
をした後に当該医師から法第四條第一号又は第二号に該当することを理由として令第六條第一項
の規定により医籍の登録の抹消を申請する場合には、法第四條第一号又は第二号に該当すること
に関する医師の診断書を申請書に添付しなければならない。
第四条中「第五条第二項」を「第八条第二項」に改める。
第五条第一項中「第六条第三項」を「第九条第三項」に、同条第二項中「第六条第二項」を「第
九條第二項」に改める。
第七条から第十条までを削る。
第一章の次に次の一章を加える。
第一章の二 再教育研修
(法第七條の二 再教育研修)

第七条 法第七條の二第一項の厚生労働省令で定める研修は、次のとおりとする。
一 倫理研修(医師としての倫理の保持に関する研修をいう。以下同じ。)
二 技術研修(医師として具有すべき知識及び技能に関する研修をいう。以下同じ。)
(手数料)
第八条 倫理研修又は技術研修で厚生労働大臣が行うもの(以下「団体研修」という)を受けよう
とする者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなけれ
ばならない。
一 戒告処分を受けた者 三千八百円
二 一年未満の医業の停止の処分を受けた者 七千六百円
三 前二号に該当しない者 七万二千円

(個別研修計画書)
第九条 倫理研修又は技術研修(団体研修を除く。以下「個別研修」という)に係る法第七條の二
第一項の命令(以下「再教育研修命令」という)を受けようとする者は、当該個別研修を開始しようとする
日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書を作成し、これを厚生労働大
臣に提出しなければならない。
一 氏名、生年月日並びに医籍の登録番号及び登録年月日(法第七條第三項の規定により再免許
を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)
二 個別研修の内容
三 個別研修の実施期間
四 助言指導者(個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に対して助言、指導等を行う者であ
つて、厚生労働大臣が指名したものをいう。以下同じ)の氏名
五 その他必要な事項

2 前項の規定により個別研修計画書を作成しようとする場合には、あらかじめ助言指導者の協力
を得なければならない。
3 第一項の規定により作成した個別研修計画書を厚生労働大臣に提出する場合には、あらかじめ
当該個別研修計画書が適切である旨の助言指導者の署名を受けなければならない。
4 厚生労働大臣は、再教育研修を適正に実施するため必要があるときは、個別研修計画
書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。
(個別研修修了報告書)
第十条 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、個別研修を修了したときは、速やかに、次
に掲げる事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 氏名、生年月日並びに医籍の登録番号及び登録年月日(法第七條第三項の規定により再免許
を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)
二 個別研修の内容
三 個別研修を開始し、及び修了した年月日
四 助言指導者の氏名
五 その他必要な事項

2 前項の規定により作成した個別研修修了報告書の写しを添付しなければならない。
3 第一項の規定により作成した個別研修修了報告書を厚生労働大臣に提出する場合には、あらか
じめ個別研修に係る再教育研修命令を受けた者が当該個別研修を修了したものと認める旨の助言
指導者の署名を受けなければならない。
4 厚生労働大臣は、第一項の規定による個別研修修了報告書の提出を受けた場合において、個別
研修に係る再教育研修命令を受けた者が個別研修を修了したと認めるときは、当該者に対して、
個別研修修了証を交付するものとする。
(再教育研修修了した旨の登録の申請)
第十条の二 法第七條の二第二項の規定による登録を受けようとする者は、第二号の二書式による
申請書に医師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
2 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。
3 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に係る第一項の規定の適用については、同項中「医
師免許証」とあるのは「個別研修修了証及び医師免許証」とする。
(再教育研修修了証の書換交付申請)
第十条の三 再教育研修修了した旨の登録を受けた医師(以下「再教育研修修了登録医師」とい
う)は、再教育研修修了登録証の記載事項に変更を生じたときは、再教育研修修了登録証の書換
交付を申請することができる。
2 前項の申請をするには、第二号の三書式による申請書に再教育研修修了登録証及び医師免許証
の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
3 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。
(再教育研修修了登録証の再交付申請)
第十条の四 再教育研修修了登録証を破り、汚し、又は失つたときは、
再教育研修修了登録証の再交付を申請することができる。
2 前項の申請をするには、第二号の四書式による申請書に医師免許証の写しを添え、これを厚生
労働大臣に提出しなければならない。
3 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。
4 再教育研修修了登録証を破り、又は汚した再教育研修修了登録証が第一項の申請をする場合
には、申請書にその再教育研修修了登録証及び医師免許証の写しを添えなければならない。
5 再教育研修修了登録証を破り、汚し、又は失つた再教育研修修了登録証の再交付を受けた後、失つた再教育研修修
了登録証を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。
第三章の次に次の一章を加える。
第四章 雑則
(証明書)
第二十三條の二 法第七條の三第二項の証明書は、第五号書式によるものとする。
第二号書式の次に次の三書式を加える。

第二号の三番(一)第十條の二關係()

※登録番号
※登録年月日

取 (記入し印いこと) 欄

再教育研修修了登録証申請書

医 務 登 録 番 号	第	号	医 務 登 録 年 月 日	明 治 大 正 昭 和 平 成	年	月	日
-------------	---	---	---------------	-----------------	---	---	---

1 再教育研修の開始年月日及び修了年月日

開始年月日				修了年月日			
平成	年	月	日	平成	年	月	日

2 個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助官指導者の氏名

助官指導者の氏名

上記により、再教育研修修了登録証を申請します。

平成 年 月 日

本 (国籍) 籍 都 道 府 県

郵便番号 電話番号 ()

住 所 都 道 市 区 町 番 地
府 県 郡 区 村 番 号

ふりがな (氏) (名) 印
氏 名
通 称 名

性別 男 女

生 年 月 日 明 治 大 正 昭 和 平 成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

- (注意) 1 ※印欄には、記入しないこと。
2 該当する不動文字を○で囲むこと。
3 黒ボールペンを用い、かい書ではつきり記入すること。
4 記名押印に代えて、署名することができる。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※登録番号
※登録年月日

取 (記入し印いこと) 欄

再教育研修修了登録証書換交付申請書

医 務 登 録 番 号	第	号	医 務 登 録 年 月 日	明 治 大 正 昭 和 平 成	年	月	日	
				再教育研修修了登録年月日	平成	年	月	日

変更を生じた事項

	変 更 前	変 更 後 (第 1 回)	変 更 後 (第 2 回)
本 (国籍) 籍	都 道 府 県	都 道 府 県	都 道 府 県
ふりがな (氏) (名)	(氏) (名)	(氏) (名)	(氏) (名)
氏 名			
通 称 名			
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女
生 年 月 日	明 治 大 正 昭 和 平 成 年 月 日	明 治 大 正 昭 和 平 成 年 月 日	明 治 大 正 昭 和 平 成 年 月 日

上記により、再教育研修修了登録証の書換交付を申請します。

平成 年 月 日

郵便番号 電話番号 ()

住 所 都 道 市 区 町 番 地
府 県 郡 区 村 番 号

氏 名 印 生 年 月 日 明 治 大 正 昭 和 平 成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

- (注意) 1 ※印欄には、記入しないこと。
2 該当する不動文字を○で囲むこと。
3 黒ボールペンを用い、かい書ではつきり記入すること。
4 記名押印に代えて、署名することができる。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二号の三番(一)第十條の三關係()

再教育研修終了登録証再交付申請書

※ 登録番号		取 扱 印 (申請しないに際し)	
※ 登録年月日			

医 務 課 番 号	第	号	第	号	再 教 育 研 修 終 了 登 録 年 月 日	再 教 育 研 修 終 了 登 録 年 月 日	再 教 育 研 修 終 了 登 録 年 月 日	再 教 育 研 修 終 了 登 録 年 月 日	再 教 育 研 修 終 了 登 録 年 月 日	再 教 育 研 修 終 了 登 録 年 月 日	再 教 育 研 修 終 了 登 録 年 月 日
本 (国 籍)											

ふりがな(氏)	(名)
氏 名	
姓 名	

性 別	男
	女

生 年 月 日	明 治 正 和 紀 元	年	月	日
---------	-------------	---	---	---

上記の再教育研修終了登録証を(破つた・汚した・失つた)ので、再教育研修終了登録証の再交付を申請します。

平成 年 月 日

郵便番号	電話番号	()
住 所	都 道 市 区 町 村	番 地
氏 名	印	

厚生労働大臣 殿

(注意) 1 ※印欄には、記入しないこと。
2 該当する平假文字を○で囲むこと。
3 黒ボールペンを用い、かじ割ではっきり記入すること。
4 記名押印に代えて、署名することができる。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とすること。

(第二号の四配列(第十号の四配列))

第五号書式(第二十三条の二関係)

第五号書式(第二十三条の二関係)

(表)

医師法第7条の3第2項の規定による身分証明書

第 号	
写 真	官 職 氏 名 年 月 日
厚 生 勞 働 大 臣	印

(裏)

医師法(抜粋)

第7条の3 厚生労働大臣は、医師について第7条第2項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該事案に関係する者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、診療録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に関係のある病院その他の場所に立ち入り、診療録その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第33条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一・二 (略)

三 第7条の3第1項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第33条の3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(国務大臣に提出する) 給付状

第二号 国務大臣に提出する(昭和二十二年厚生令第四十七号)の第一号を次のように改定する。

第一号の二第1項及び第2項中「第一号」を「第二号」と改め、同条第三項中「国務大臣に提出する」を「国務大臣に提出する」と改め、「提出」を「提出」に改める。

第一号中「第一号第五号」を「第二号第七号」と「第二号まで」を「第六号まで」と「左の通り」を「次のとおり」と改め、同条第三項中「まじり」を「まじり」に改める。

第二号第一項中「第二号第二項」を「第五号第一項」と改め、同条の次に次の二条を加える。

(歯科医籍の抹消の申請手続)

第二條の二 法第七條第二項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る歯科医師に対し、厚生労働大臣が行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五條第一項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第七條第六項において準用する行政手続法第十五條第一項の規定による通知をした後に当該歯科医師から法第四條第一号又は第二号に該当することを理由として令第六條第一項の規定により歯科医籍の登録の抹消を申請する場合には、法第四條第一号又は第二号に該当することに関する医師の診断書を申請書に添付しなければならない。

第四條中「第五條第二項」を「第八條第二項」に改める。
第五條第一項中「第六條第三項」を「第九條第三項」に改め、同條第二項中「第六條第二項」を「第九條第二項」に改める。
第七條から第十條までを削る。
第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 再教育研修

(法第七條の二 第二項の厚生労働省令で定める研修)
第七條 法第七條の二 第二項の厚生労働省令で定める研修は、次のとおりとする。

- 一 倫理研修(歯科医師としての倫理の保持に関する研修をいう。以下同じ。)
- 二 技術研修(歯科医師として具有すべき知識及び技能に関する研修をいう。以下同じ。)

(手数料)
第八條 倫理研修又は技術研修で厚生労働大臣が行うもの(以下「団体研修」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 戒告処分を受けた者 三千八百円
- 二 一年未満の歯科医業の停止の処分を受けた者 七千六百円
- 三 前二号に該当しない者 七万二千円

(個別研修計画書)

第九條 倫理研修又は技術研修(団体研修を除く。以下「個別研修」という。)に係る法第七條の二 第一項の命令(以下「再教育研修命令」という。)を受けた者は、当該個別研修を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日並びに歯科医籍の登録番号及び登録年月日(法第七條第三項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)
- 二 個別研修の内容
- 三 個別研修の実施期間
- 四 助言指導者(個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に対して助言、指導等を行う者であつて、厚生労働大臣が指名したものをいう。以下同じ。)の氏名
- 五 その他必要な事項

2 前項の規定により個別研修計画書を作成しようとする場合には、あらかじめ助言指導者の協力を得なければならない。

3 第一項の規定により作成した個別研修計画書を厚生労働大臣に提出する場合には、あらかじめ当該個別研修計画書が適切である旨の助言指導者の署名を受けなければならない。

4 厚生労働大臣は、再教育研修を適正に実施するため必要があると認めるときは、個別研修計画書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

(個別研修修了報告書)

第十條 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、個別研修を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日並びに歯科医籍の登録番号及び登録年月日(法第七條第三項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日)
- 二 個別研修の内容
- 三 個別研修を開始し、及び修了した年月日
- 四 助言指導者の氏名
- 五 その他必要な事項

2 前項の個別研修修了報告書には、個別研修計画書の写しを添付しなければならない。

3 第一項の規定により作成した個別研修修了報告書を厚生労働大臣に提出する場合には、あらかじめ個別研修に係る再教育研修命令を受けた者が当該個別研修を修了したものと認める旨の助言指導者の署名を受けなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による個別研修修了報告書の提出を受けた場合において、個別研修に係る再教育研修命令を受けた者が個別研修を修了したと認めるときは、当該者に対して、個別研修修了証を交付するものとする。

(再教育研修を修了した旨の登録の申請)

第十條の二 法第七條の二 第二項の規定による登録を受けようとする者は、第二号の二書式による申請書に歯科医師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

3 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に係る第一項の規定の適用については、同項中「歯科医師免許証」とあるのは、「個別研修修了証及び歯科医師免許証」とする。

(再教育研修修了登録証の書換交付申請)

第十條の三 再教育研修を修了した旨の登録を受けた歯科医師(以下「再教育研修修了登録歯科医師」という。)は、再教育研修修了登録証の記載事項に変更を生じたときは、再教育研修修了登録証の書換交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、第二号の三書式による申請書に再教育研修修了登録証及び歯科医師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

4 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙を貼らなければならない。

5 再教育研修修了登録歯科医師は、再教育研修修了登録証の再交付を受けた後、失つた再教育研修修了登録証を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 雑則

(証明書)

第二十二條の二 法第七條の三 第二項の証明書は、第五号書式によるものとする。
第二号書式の次に次の三書式を加える。

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

取 入 印 用 紙 (封筒)

再教育研修修了登録証申請書

歯科医師登録番号	第	号	歯科医師登録年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日
----------	---	---	-----------	----------------------	---	---	---

1 再教育研修の開始年月日及び修了年月日

開始年月日				修了年月日			
平成	年	月	日	平成	年	月	日

2 個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助言指導者の氏名

助言指導者の氏名

上記により、再教育研修修了登録証を申請します。

平成 年 月 日

本 籍 都 道 府 県
(国 籍)

郵便番号 電話番号 ()

住 所 都 道 市 区 町 寄 地
府 県 郡 区 村 番 号

ふりがな (氏) (名) 印

氏 名

通 称 名

性別 男
女

生 年 月 日 明 治 大 正 昭 和 平 成
年 月 日

厚生労働大臣 殿

- (注意) 1 ※印欄には、記入しないこと。
2 該当する不効文字を○で囲むこと。
3 黒ボールペンを用品、かいきではつきり記入すること。
4 記名押印に代えて、署名することができる。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二号の二番式(第十条の二関係)

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

取 入 印 用 紙 (封筒)

再教育研修修了登録証書換交付申請書

歯科医師登録番号	第	号	歯科医師登録年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日
再教育研修修了登録年月日				平成	年	月	日

変更を生じた事項

	変 更 前	変 更 後 (第 1 回)	変 更 後 (第 2 回)
本 (国 籍)	都 道 府 県	都 道 府 県	都 道 府 県
ふりがな (氏) (名)	(氏) (名)	(氏) (名)	(氏) (名)
氏 名			
通 称 名			
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女
生 年 月 日	明 治 大 正 昭 和 平 成 年 月 日	明 治 大 正 昭 和 平 成 年 月 日	明 治 大 正 昭 和 平 成 年 月 日

上記により、再教育研修修了登録証の書換交付を申請します。

平成 年 月 日

郵便番号 電話番号 ()

住 所 都 道 市 区 町 寄 地
府 県 郡 区 村 番 号

氏 名 印 生 年 月 日 明 治 大 正 昭 和 平 成
年 月 日

厚生労働大臣 殿

- (注意) 1 ※印欄には、記入しないこと。
2 該当する不効文字を○で囲むこと。
3 黒ボールペンを用品、かいきではつきり記入すること。
4 記名押印に代えて、署名することができる。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二号の三番式(第十条の三関係)

再教育研修修了登録証再交付申請書

※ 登録番号		取 扱 用 印 紙 (記入しないこと)		
※ 登録年月日				

歯科医師登録番号	第	号	再教育研修修了登録年月日	平成	年	月	日
本 籍 (国籍)		都 道 府 県	再教育研修修了登録年月日	平成	年	月	日

少 り が な (氏 名)	(名)	性 別	男
氏 名			女
通 称 名			

生 年 月 日	明 治 大 正 昭 和 平 成	年	月	日
---------	-----------------	---	---	---

上記の再教育研修修了登録証を(破つた・汚した・失つた)ので、再教育研修修了登録証の再交付を申請します。

平成 年 月 日

郵便番号	—	電話番号	()	
住 所	都 道 府 県	市 郡 区	町 村 番 号	番 地
氏 名		印		

厚生労働大臣 殿

(注意) 1 ※印紙には、記入しないこと。
2 該当する不動文字を○で囲むこと。
3 黒ボールペンを用い、かき間違いはつきり記入すること。
4 記名押印に代えて、署名することができる。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二号の四番式(第十条の四関係)

第四号様式の次に次の二番式を加える。
第五号様式(第二十二條の二関係)

(表)

第 号

歯科医師法第7条の3第2項の規定による身分証明書

写 真	官 職
	氏 名
	年 月 日

厚生労働大臣 印

(裏)

歯科医師法(抜粋)

第7条の3 厚生労働大臣は、歯科医師について第7条第2項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該事案に係る者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、診療録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に係る病院その他の場所に立ち入り、診療録その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第31条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第7条の3第1項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第31条の3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(医療法施行規則の「語改訂」)

第三十三條 医療法施行規則(昭和二十三年厚生令第五十号)の一番を次のように改定する。

第一條第一項第一号中「臨床法修了医師又は臨床法修了」を「臨床法修了医師又は臨床法修了歯科医師」に、「若しくは免許証」を「(開業許可)医師法(昭和二十三年法律第百二号)第七條の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法(昭和二十三年法律第百二号)第七條の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあつては、臨床法修了登録証及び申教育研修修了登録証」に、「添付」を「添付」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「臨床法修了医師又は臨床法修了」を「臨床法修了医師又は臨床法修了歯科医師」に改め、同条第三項中「臨床法修了医師及び臨床法修了」を「臨床法修了医師及び臨床法修了歯科医師」に改める。